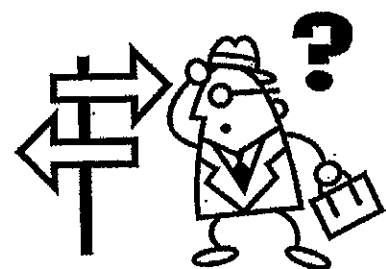


医療相談のお知らせ

○たとえばこんな時

- ・ 医療費・生活費の不安 (高額療養費支給・事前申請、生活保護など)
- ・ 退院後の生活が心配 (介護保険、転院・施設入所、ホームヘルパーなど)
- ・ 福祉制度の利用 (身体障害者手帳、障害年金など)
- ・ 医療安全について (医療安全管理者が対応します)
- ・ その他困りごと



○相談受付

- ・ 月曜～金曜 (休院日を除く) 午前10時～午後5時

予約制ではありません。随時受け付けますので、お気軽にご相談ください。
(時間外でも相談可能な場合があります)

- ・ 受付窓口においていただくか、電話もしくは看護師にご相談ください。

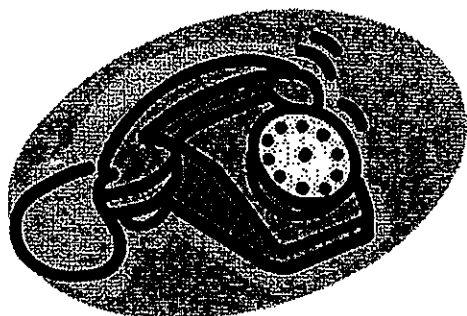
○相談無料

○秘密厳守

(相談内容は、相談者の了解なく他に漏れることはありません)

○相談の場所

専用の相談室で行います。また、病棟・病室でも相談できます。



福島県立南会津病院

〒967-0006 南会津郡南会津町永田字風下 14-1

TEL 0241-62-7131 (医療相談直通)

FAX 0241-62-7307

例えば、もしもこんな場合は・・・



○医療費が高額になったとき（高額療養費制度）

1ヶ月の医療費が高額になった場合、支払った金額の一部が戻ってくる「**高額療養費制度**」を活用すると、窓口で支払う額を減らすことができます。

入院前や**入院中**に、医療費が高額になると分かった場合、事前に手続きを行うと、**限度額**以上は請求されなくなります。（事前申請制度）

退院後に高額だと分かった場合、高額療養費制度のほかに、「**高額療養費貸付制度**」を利用すると、戻ってくる分を前借りして支払いにあてることができます。

外来の方は、1ヶ月の医療費の合計が限度額以上で一定の条件を満たした場合、申請すると超えた分が戻ってきます。

○介護が必要になったとき（介護保険制度）

病気がよくなっても、元のように動くことが難しい状態で、退院になる場合があります。

介護保険は65歳以上の方と、40～64歳の方で特定の病気にかかった方の中で、**介護が必要な状態にある方**が対象になります。

申込み先は**役場の福祉係**ですが、南会津町内の方は本庁と支所、どちらでも申請できます。結果が出るまで1ヶ月ほどかかりますが、急ぎの場合でもある程度対応できますので、まずは状況を相談することが必要です。

○どこに聞けば良いのか分からないとき

- ・主治医や看護師には申し訳なくて聞けない
- ・今更聞くのは恥ずかしいけど、ずっと気になっていた
- ・誰に聞けば良いのか分からない

こんな相談の窓口でもあります。内容によっては、担当者や専門の相談機関を紹介いたします。



上記以外の相談も受け付けています。

お一人で悩まずに、まずはご相談ください。

《医療相談の件数について》

平成22年度（平成22年4月1日～平成23年3月31日）に受け付けた医療相談の件数は、延べ1,359件でした。

内訳は、入院患者に関するものが951件（70.0%）、外来患者に関するものが362件（26.6%）、その他が46件（3.4%）でした。

また、相談内容は多い順に、①福祉制度に関するもの（障がい者福祉、介護保険等）、②退院に関するもの（転院、施設入所等）、③医療費に関するもの（高額療養費、限度額適用認定等）となっています。

○医療相談件数の推移

平成16年度	247件	（月平均：20.6件）
平成17年度	488件	（月平均：40.7件）
平成18年度	427件	（月平均：35.6件）
平成19年度	511件	（月平均：42.6件）
平成20年度	867件	（月平均：72.3件）
平成21年度	1,074件	（月平均：89.5件）
平成22年度	1,359件	（月平均：113.3件）